

～医療機関を受診する人へ～

正しい被保険者証で受診していますか？

問い合わせ先 本庁 税務住民課 国保年金係 ☎0968・86・5723



健康保険は正しく使っていますか？

就職や扶養に入ることによって社会保険に加入したり、町外へ転出したりするなど、和水町の国民健康保険の資格を喪失する場合は、被保険者証を**14日以内**に和水町役場窓口へ返却し、国民健康保険喪失の手続きが必要になります。

また、離職したとき、扶養から外れるとき、転入するときは、国民健康保険取得の手続きが必要になります。

医療機関を受診する時には、健康保険の加入状況をご確認ください。

※国民健康保険喪失の手続きをせずに社会保険等の健康保険に加入しても、国民健康保険税が課税され続けることになりますのでご注意ください。



こんなときはどうするの？

①会社に就職して社会保険の資格を取得しました（あるいは手続き中）が、会社から被保険者証の交付があるまでの期間に医療機関を受診したいのですが…

会社に相談して、社会保険取得の証明を交付してもらい受診するか、病院に事前に相談して受診してください。

②社会保険に加入しましたが、和水町役場へ届出をする前に和水町国民健康保険の被保険証を使ってしまった。

その月（できるだけ早く）に病院へ社会保険の被保険証を持って行き、社会保険であったことを伝え、修正をしていただくようお願いします。

③和水町外に転出しましたが、転出先の市区町村から被保険証の交付を受ける前に和水町国民健康保険の被保険証を使ってしまった。



国民健康保険の資格喪失後に、この保険で受診した場合の医療費はどうなるの？

●和水町国民健康保険以外の健康保険（全国健康保険協会、共済、健康保険組合、他市区町村の国保など）の資格があるにもかかわらず、和水町の「国民健康保険被保険者証」で受診した場合

●さかのぼって和水町国民健康保険の資格を喪失した場合

医療費は、被保険者が加入している正しい健康保険からの負担となるように、一度、**保険者（和水町）支払分（7割～9割）の返還が生じ、その後、被保険者（受診者）から正しい健康保険へ請求することになります。**

請求をやり直せる場合もありますので、誤って和水町国民健康保険の被保険証を医療機関に提示してしまった場合は、速やかに当該医療機関または和水町役場へ連絡してください。



まちの話題

国土交通省 重点「道の駅」に道の駅「きくすい」

この度、道の駅「きくすい」が国土交通省の重点「道の駅」に選定され、4月12日（金）に国土交通省熊本河川国道事務所から選定証の伝達が行われました。

重点「道の駅」とは、地方創生の核となる道の駅の企画を選定し、重点的に支援を行うものです。なお、熊本県内における重点「道の駅」の選定は、小国町の道の駅「小国」、阿蘇市の道の駅「阿蘇」に次いで3例目となります。

今後、キタクマ（和水町、玉名市、山鹿市、菊池市）からなるエリアの略称「の」の一体的な観光振興と地域の魅力を高める拠点として、周辺観光地と連携した観光情報発信、自然の中でのアウトドアスポーツなどの開催、多世代の交流が活性化する取り組みの実施へ向けて協議を行います。

和水町の農業振興のために花の香酒造株式会社が寄付

4月6日・7日、歴史と文化のふれあい広場で、花の香酒造株式会社主催の酒蔵祭りが行われました。

同社は、和水町で育んだ酒米だけで最高無比の酒を醸すことをモットーに、日々、酒の製造と酒米研究に取り組んでいます。

このたび同社から、本町の農業振興のために寄付をいただきました。

「山田錦で日本一の最高品質の酒造りを目指し、絶えずこの土地から高付加価値なものが生まれ続けることにより、農家の所得が増え農業に誇りがもてるようになります。農業を活性化し、明るい未来（次世代）により良い環境を残したいと考えています」と神田社長は思いを語りました。



高巢泰廣町長（左）と神田清隆社長（右）



写真（左） 高巢町長（右） 国土交通省熊本河川国道事務所 鈴木所長

田中城について感じてみませんか ミニミュージアムオープン

4月12日、田中城ミニミュージアムを開館しました。

旧春富小学校校舎の一室を活用して開設したもので、和水町の歴史文化や観光資源などについての情報を発信し、地域の活性化や観光振興へとつなげるものです。

田中城での戦いを分かりやすく再現した3Dジオラママップピングや、これまでの発掘調査で出土した土器、武器などの展示、町内の文化財や観光について知ることができるようデジタルギャラリーなどがあります。田中城の戦いを映画化した「おんな国衆一揆」もゆっくりと見ることが出来ます。

ミニミュージアムの概要は次のとおりです。

所在地 和水町和仁781番地

開館時間 午前10時～午後4時

休館日 火曜日（祝日の場合はその翌日）

入場料 無料

12月26日～1月4日

駐車場 15台（無料）

田中城について、ミニミュージアムで知って、国指定史跡「田中城跡」で当時の情景を感じてみませんか。

町民の皆さまのご来場をお待ちしています。



館内



テープカットのようす